

## 法社会意識の指向性について

西山, 重和  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/14380>

---

出版情報 : 法政研究. 20 (2/4), pp.1-24, 1953-09-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 法社會意識の指向性について

西 山 重 和

……thus Mammon spake :

Either to disenthronè the King of heaven

We war, if war be best, or to regain

Our own right lost:……

— From J. Milton's "Paradise Lost"

〔はしがき〕 感ずる所あり、筆を伏せたまふ廿餘年を讀書三昧に明け暮したが、其の間の試稿の大半は匿底で陳舊に歸し、發表に堪へるものは甚だ少い。實は本稿は(乙)を除き昭和三年頃或小會合での講話の草稿を骨子として多少の添削を加へたものである。今にして顧みれば稚拙素朴の甚しいものではあるが、現在なほ私の變らざる見解と云ひ得べきものゝ様に考へる。(乙)は今回特に添加した部分であるが、他の部分とのつり合ひ上、行文論旨共にやゝ散漫の嫌ひがあるに至つたことを自ら認める。恐らく、すべてはより妥當に「法律隨想」とも題せらるべきものであらう。併し全體を通じて私の述べようと欲する所は何うにか現はされて居る様にも見える。何らかの示唆ともならば幸せである。

1

法秩序の實體は極めて實證主義的な觀點では、國家権力の別稱であり従て現行諸法規の總和であらうし、更に一層

徹底した立場では恐らく制裁や強制執行の現實的な諸手段の合算であるとも云ひ得る。併しながら、私に於ては、法秩序の實體はその様な超人間的な權威でもなければ非人間的な強制方式でもない。それは飽くまでも「人間的な」權威であつて、それ以上でもなければそれ以下でもない。それは秩序的な社會集團を形成するところのすべての人の、人間の、意識の上に基礎付けられて居るものと信ずる。此の様に法秩序の一般の基盤を成すものと考へられる人間の社會的意識を集合的な意味で「法社會意識」と呼ぶことにしよう。それは或特定の法規——個別的な法規、それが制定法であると慣習法であるとを問はない——に對する受法者側に於ける信頼又は反撥の意識としての所謂「法意識」（信頼の角度のみからは特に「法的確信」等の名を以ても呼ばれるが）とは明かに區別せらるべきものである。又、それは法規の妥當對象たる法律行為に表示される「意思」の實質としての意識とも全く異なる、この場合の意思は或一定内容の方向付けを有するところの純粹に個人的な意識だからである。結局、法社會意識は秩序意識としての社會意識を指すものに他ならない。私は以上の様な意味での「法社會意識」を考へることが餘りに概念的だとして排斥されるであらうことを豫期して居る。この様な法社會意識は本來直接觀察的に捕捉され得ないところの觀念世界の存在のみならず、「量」的測定を許さない種類の「價値判斷」を包藏して居ることを指摘されるであらう。此の様な、それ自體に「概念的な」唯物論的非難に對しては、私は自然科学の畑から借り來つた「唯物的な」觀念論を引例して答へよう。我々は水の分子（ $H_2O$ ）を互視的には認識し得ないで池沼や河川を視界に入れ得るのみであり、又我々は電氣を直接的には把握し得ないで電燈や電車を實見し得るに過ぎない。併しながらそれ故に我々は水の分子や電氣の存在を否定し得るであらうか。然るに反對論は更に主張するであらう、水も電氣も物理的實在であるのに對し法社會意識は單なる思辯的抽象に過ぎないと、實に問題はそこに存する。此の様にして人文科學關係の存在様式と自然科学關係の存在様式との間に劃らうとする先驗的な且嚴重な分界線は十五世紀末葉までの新舊兩大陸を隔てた大西洋をそ

こに再現しようとするものである。意識は確かにそれが心理現象に止まる間は單なる思辯の方法によつては明確にされ得ないし、又假りに意識の外部的表現として「行動」の形で捕捉し得たとしても個々の意識を個々に考察したのでは多くの社會的意義を有たないことも確かである。而して社會的視野に取上げられようとする意識も從來の如き人文科學的な方法のみによつては到底之を科學的に捕捉し得ないことも事實である。併しながら最近に至るまで人文科學關係に於て兎角閑却され勝であつた自然科學的諸方法、特に統計學的、推計學的及び確率論的諸方法の導入によつて事態は一變するであらうことを斷言し得る。こゝで、さきの引例を一層端的な形で繰返さう。即ち個別的には全く微視的な水の「分子」も巨視的なものに置換へられた「集團」の形では水量及び水流として容易に之を測定し得ると云ふことを。云ふまでもなく、個別的な意識はこの場合水の分子であり、集團意識として把握される各種の社會生活活動は水の分子の集團としての水量及び水流である。

法學關係をも當然に含む社會科學に於ける、法則抽出の前提としての科學的觀察は、凡そ三つの異なる様式で行はれ得る。その一は直接的觀察の方法である。それは現在及び比較的現在に近い時期に展開する社會事象を對象とするものであり、平面的二次元的な任意の擴がりを重點的な視野とするものであつて、云はゞ自然科學に於ける巨視的肉眼的觀察に對當するものである。この方法は凡ての研究者によつて最も普通に採られ來つたところであるが、それは一方に於て收め得る結果の正確さは視野の廣さに比例するが故に能ふ限り視野を廣く採ることが望ましいに拘らず、他方に於て視野を擴大すればする程盲探り又は偏倚の危險も亦それに比例して増大すると云ふパラドクスの弱點を露呈する。その二は歴史的觀察である。それは相當の長期間に互り累積し、連續し又は斷續した社會事象を記録を通して並立状態に排列し之を對照考察することによつて事象の推移の傾向からその本質を探索しようとするものであり、觀察の視野は著しく立體的三次元的である。時間的に遠隔の距離にある歴史的形像をも現代のものに引戻して科

學的檢討を加へようとする所に自然科学に於ける望遠鏡的役割が存すると云ひ得る。この方法は法學部門に於ては特にサヴィニーにより始めて稍々正當に利用せられ、更にマルクスにより經濟理論を通して一層科學的に應用されるに至つた。その三は數理的觀察である。この方法は歸納的方法の最も完全に近いものと云ふべきであり、時空關係について或任意の一定の範圍に於ける同種の經驗的社會事象を集計し之を數理的に考察して、斯かる事象の綜合的實相、特にその指向性即ち動態的性格を檢出しようとするものである。これは前述の兩種の方法を補完する爲めの第四次元的觀察視角を與へる方法であり、「捕捉し得べからざるもの」を統計、推計、確率の形に於て綜合して捕捉し得べきものたらしむる所に、操作は逆ながら、云はゞ自然科学に於ける顯微鏡的役割を果すものである。この種の研究方法は元來自然科学の爲めに固有なものとされ、人文科學に於ては久しく顧みられなかつたが、それは人文科學の對象が多くは「質」(Quality)の問題に重點が置かれ、専ら「量」(Quantity)の問題を取扱ふ數理的法則には從屬し得ないものとされたからである。併しながら、アインシュタインによる相對性原理の發見は、一方に於ては從來互に獨立と思惟された時間と空間とのカント的兩範疇を合一不可分と理論付けると同時に、他方に於て「物体」と「力」との一元性を定立することによつて「量」と「質」との歸一をも決定的ならしめた。即ち「質」を伴はない「量」はなく、「量」を伴はない「質」はないことが明かにされたのである。この事實は人文科學の研究方法にとつても一つの革命的な示唆を有つものである。實は斯様な量子學的原理をわざわざ援用するまでもなく、同じ社會科學關係に於ても既に經濟學の分野では近來この方法の應用により始ど劃期的成果が齎されつゝある。法學の分野に於てもこの方法の適當な導入により現在の稍々停頓的狀態が打開されて前途への老大な可能性が可能ならしめられること疑ひを容れない。唯、人間の社會生活、特にその意識の世界は、單なる物質の世界と異り容易に解析及公式化を許さない複雑微妙な一面を含むものであるから、或は現在程度の科學發達段階では、自然科学のあるものに於けると全く同様の精密さ

を以て眞實を捕捉し眞理を定立することは困難かも知れない。しかし、少くとも確率論的視野からその方面の眞實や眞理の一角を照射することは、決して不可能ではないと信ずる。いづれにせよ法律事象の考察はあらゆる方法を綜合してはじめて完全を期し得べきであり、如何に合理的と稱せられるものにせよ、唯一の方法に頼ることは甚だ危険である。我々は法學が一面に於て人間學であり、法律事象がその裡に人間性の發露たる一斷面を示すことがあるのを忘れてはならない。人間は合理的であると同時に非合理的な存在であり、而も時に非合理性が却て合理性よりもより合理的である場合すら存し得る。此の意味では科學主義、實證主義、客觀主義等凡そ合理主義的傾向は、一應尊重せらるべきは勿論であるけれども、之を過信することによる盲點の發生を常に警戒しなければならぬ。我々は事象の微視的方面の詮索に専らなる餘り巨視的な全貌を見落すことがあり得る。所謂樹を見て森を見ざる愚を學ばない用意が必要である。法社會意識は微視的分子から成る巨視的形像なるが故に、これをあらゆる角度から深く且廣く見通すことが何よりも須要である。

## 二

法秩序の形成實體たる法社會意識は常に集合的な概念としてのみ之をとりあげ得る。個人の意識はそれが何かの行動（言語、記述其他の動作）として外部に表現された場合にのみ觀察者の認識の對象となるが、斯様に外部から捕捉され得る意識も個別的にはその價値が甚しく不明確且不安定であり、全社會集團としての見地からは一つの偶然に過ぎない。従つて斯様に切離されて觀察される個々の意識は互にその内容に異同があり、時に烈しく相衝突する傾向を有つこともあり得る。併しながら全體として綜合的に觀察される場合は、如何なる法律事象に對する反應としても、收拾し得ない様な混亂状態を示すことは極めて稀であつて、多くは或程度の纏まりを示すものである。換言すればそ

こから概觀的に法秩序の實體的な指向性——それはその形式的表現たる法律規定と同一のこともあり異なることもあり得る——を探索し得る。而して觀察の對象たる意識の事例的な捕捉の範圍が廣ければ廣い程法秩序の指向性は愈々明確に認識せられ得る。斯様にして見出される法社會意識はその見出された瞬間のみに存在するものでないのは勿論であつて、それは終始潜在的に法秩序を裏付けて居るものと見るべきである。それは恰かも一つ一つには一見格別の意味をも示さない斷片的布片が編み合はされて判然たる意匠を有つ絨たんを成すことにもたとへられ得るであらう。而して私は法秩序も屢々一種の藝術品たり得ることを信するものであり、個々の意識が法社會意識を形成するのは單なる機械的結合によらずして、極めて有機的な人間愛の結合によるものだと考へて居る。唯、絨たんの場合と異り、組成分子たる個々の意識は刻々に變動し、それに應じて法社會意識の織り出す綜合美も或は緩かに或は急に間斷なく變貌して行く。併しながら法社會意識は個々の意識から全く遊離したものでなく單にその綜合に過ぎないが故に、眞の絶對的又は客觀的存在にまで高揚することは、少くとも地球上では、あり得ない。従つて法秩序も亦如何なる場合にも相對的主觀的であり、之を客觀的又は絶對的と呼ぶことは空想か偶像崇拜に過ぎない。個々の意識が或は錯誤に陥り、或は詐欺強迫の危険を免れ得ないと同様にその綜合たる法社會意識も亦その様な弱點や危険から脱却し得ない。誇張的宣傳、虚偽の報道、立法司法の諸手段による公權力の威嚇及び壓迫、狂信的習俗、無反省的慣行の情性等の不合理不自然な誘因によつて法社會意識に歪曲の加はる場合の存すること餘りに頻繁である。斯の様な時期の法秩序は常に甚しく醜惡な姿を示さざるを得ない。併しながら永い目で見た法社會意識が大局的にあらゆる不利益な條件や重壓を克服して本然の姿を整へようとしつゝあること、云はゞ一種の自淨作用を有つことは歴史の教訓に照して疑ひを容れない。ユダヤの昔キリストを憎み却て兇惡バラバスの釋放を叫んだ群衆の盲目性は必ずしも傳説的事例のみではないが、それは常に啓明の不充分な社會の一時的且局部的な現象であり、高度に啓明された法社會意識は大局的

に極めて冷靜且良識的であると云ひ得る。

以上述べ來つたところによつて法社會意識の屬性を要約すれば、集合性、主觀性、相對性及び指向性(發展性)の四つに收束し得られ、更に之に國際性(その解説は暫く後に譲る)を加へてその性格はほど把握し得るものとなるであらう。而して極めて重要なことは、これらの五つの屬性は實は「人間愛」なる非理論的要素を不可缺の結締組織とするものであり、それによつて始めて法社會意識は眞の人間界の社會集團の「活きた精神」としての作用を完うし得ると云ふ事實である。

法社會意識の性格を更に一層具體的に確認せんがため、その發生及び發達の跡を振り返ることによつて、我々はそれが沿革的には始め殆ど無意識の状態から漸次今日の諸文明國に於けるが如く相當高度に啓明された——勿論理想の域には甚だ遠いものではあるが——意識状態に進んで來たことを知る。この事は古い口碑や記録を溯るまでもなく、文化程度の多種多様な諸地方の實態を歴史的排列に置き換へることによつて可能である。即ち當初に於ては法社會意識は全く潜在的又は休眠的狀態に在つて、法秩序の支配は何らの前提も理由付けも要せず禁忌禁厭の形式が受法者各人の盲目的遵奉を受けた。次いで法秩序支配の理由付けは偶像的な神々に結付けられ神託、神命が後代の法規の役割を演じた。必然的傾向として實權は神々の側近者の掌中に收められ、神(又は神々)を背後に恃む君主の統治に移り、法秩序の支配は神秘的なものを離れて人間的なものに近付いた。此の様な統治に於ても二つの時期が劃せられ得る。その初期は神命を代行する君主の政治であり、その後期は人民に推戴される君主の政治である。いづれにせよ法秩序支配の様式は實際上全く神界を去つて人間界に下降せしめられ、王權、王命、王法はそれ自體が法秩序支配の無條件的な理由付けとなり、一個人又は一家系の意思が天下無數の意思を強制して怪まれず、法社會意識的には混迷状態に停滯した。この時期までの一般受法者(民衆)は殆ど完全に受動的消極的立場に追込まれたまゝ法秩序についての發



言の機會を失つて居つたのである。第十八世紀末から第十九世紀にかけての革命運動は此の點に關する法社會意識の覺醒を物語るもので、法秩序支配を社會集團の實體たる民衆の手に收めようとする意識活動に他ならなかつた。これによつて各人の自由平等を標榜する自由主義諸國家の建設を見るに至り、同時にこれらの諸國家間の交通を契機として自由主義的傾向に共通性を有つところの國際的且超國境的な市民社會の横への連契が次第に整備されて今日に及んだ。此の時期に達してからの法社會意識は著しく意識的且能動的であり、少くとも形式的には大多數の國家の法秩序に在ては各人は各自の責任及び權能に於て法社會意識の形成に參與し得ることゝなつて居る。併しながら實際に於ては今日の法社會意識は到る處醜い矛盾を露呈し、その表現は決して自由的でもなければ平等的でもない。自由主義と表裏を成す資本主義制度に内在する宿命的病弊が昂進して法秩序の本然の輪廓を大きく歪曲せしめつゝあるからである。法秩序と法社會意識とは方に深刻な危機に際會して居ると云はねばならぬ。併しながら法社會意識の眞の危機は自由主義の双生児たる資本主義の老廢自體には存しないで、むしろその老廢を不自然に抑止しようとする立法的及び司法的諸工作の中に存する。法社會意識そのものは秩序的社會集團の存する限り、その精神的紐帶であり、内容的進展はあつても滅亡は存しない。

## 三

古來法律は正義を行ふための國家的命令であると考へられ、近代に於ても法秩序の基本的理念は「正義」に存するとの意見が一般的である。羅馬法的法律觀では「正義」(Justin)はそのまゝ法律の別稱であり、『各人に各自のものを歸屬せしめること』(Suum quique tribuere)に存した。それは明かに集團生活に於ける具體的な物質上の衡平を目標とし、個人道徳的な「善」とは全く異なる存在として取扱はれたことが推知される。現代の法社會意識に於ても

「正義」が主要な理念的要素たることに變りはない。唯、法律事象としての正義が如何に意義付けられ得べきか、問題となる。普通には「正義」は一種の價值判斷を内容とし従つて「質」の問題であり具體的な測定の対象とはなり得ないものとされる。併しながら法律事象として取扱はるべき「正義」は單に「正しきを保つこと」と云ふが如き概括的抽象的であることを許されない、その様な漠然たる概念だけでは法規の規定對象たるに適しないからである。それは個人的な道德の格率ではあり得ても法規の内容としての具體的な拘束力を有ち得ないであらう。法律事象としての正義は常に或一定の事項についての「正しいか」「正しくないか」の具體的な判斷たることを要する。それは循環概念的な「正義と云ふこと」ではなくして、或具體的な問題についての正義、極言すれば一個二個と「數へられ得べき正義」であらう。法社會意識の本質的理念たる正義はこの様な「個別的正義」の累積し積分したものである。勿論、斯様な具體的意義に於ける正義と雖も孤立的に觀察される個別的の意識からはその儘には法社會意識に結付けられ得ない。併しながら、これらの散在する意識（具體的にはその表現としての行動）を三々五々のつなぎ合せて照合するとき、そこに甚だおぼろげながら當該問題に關する「正義」の「點描的」輪廓が浮き出して來るのを認め得るであらう。更に觀察の對象を數百例に、次いで數百例にと漸次範圍を増大するに伴つてその示す輪廓はいよいよ明瞭さを加へて、「正義」の輪廓は單なる點描的のものから次第に濃密な線を畫き始める。やがて數萬或は數百萬に達するや、法社會意識は茲に當該問題の正義についての判然たる世論的表現を示して法秩序の發動に積極的且徹底的な指向性を附與するに至るのである。之を一言にして云へば「法律事象としての正義」は確率論的に把握し測定せらるべきものである。

茲に重要なのは法律事象としての正義が具體的且確率論的だと云ふ事實は法學の世界では純觀念的、絶對的、客觀的の諸屬性を附せられ得る様な正義の存在しないと云ふ事實を意味することである。若し法社會意識の理念に於て特

に「客觀的正義」の語が用いられるにしても、それは絶對的な意味に於ては、單に「より客觀的に近い」との意味に於てである。斯かる正義は一種の客觀性を有つかに見える場合がある。併しそれは結局相對的な客觀性であり、絶對的な客觀性ではない。斯様に絶對的な客觀性を有つ正義が有り得ないと云ふことは、同時に、法社會意識の理念的内容としての「正義」が永久に固定化することなく常に變轉進化を續けて行くことを歸納せしめるものである。

私は以上に於て殆ど機械的な唯物性を法律事象としての「正義」について強調した。併しながら、それは法社會意識の基盤に抽象的な意義での正義が潜在することを全面的に否定するものではない。否、その様な一般的抽象的な——併し究極的にはあくまでも相對的な——正義が實在すればこそ、個々の事例としての具體的正義が抽出捕捉され得るのである。より正確に云へば法社會意識に於ける「正義」は無数の具體的正義の積分學的累積である。こゝで純粹に觀念的な「道徳」と訣別して置くことが必要となる。道徳はその本來の意義に於ては人間の社會的在り方を反省する各人の行動の個人的自律的格率であつて、必然的に心理關係に重點が置かれる。従つてそれが法律等と並行して社會規範に數へられるのは正當ではない。若しその様な個人的格率が個人的でなくなり形式的（外部的）にも社會的制約を受けるに至るならば、それは「道徳」(Virtue)よりはむしろ「道義」又は道義律(Morality)と呼べるべきであり、一般的抽象的意義での法秩序的正義と略々一致することとなる。道義と法秩序的正義とは之を強いて區分せば、それが社會生活秩序の要件の内容を成すか否かにかゝるけれども、斯様な區分は多くの實益を存しない。併しながら一般に混同して怪まれない道徳と道義とは之を區別することの必要な場合があり得る。即ち專制君主の最大の惡徳の一つは自己の個人的な道徳を——それがたまく——如何に美德であるにしる——道義の形で人民に推付けようとする所に存した。

私は法律事象としての正義がその成立の一般的原理として絶對的なもの、客觀的なものであり得ないことを指摘し

だが、その様な偶像神的存在についてのあこがれは容易に抜き難いが故に、以下少しくより、具體的な事例の形で検討を試みよう。法律事象としての正義は、實は多くの場合、正義そのものゝ積極的な概念によるよりもむしろ正義と對照的な不正義によつて具體化されるのが常である、恰かも暗影が光像を輪廓付けるが如くに。そこで、何人にとつても通念的に異論のないであらうところの典型的「不正義」として殺人と盜奪とを挙げよう。これら二つの「不正義」は絶對的客觀的正義の實在を論證するためしばしば援用される。兩事項は果して「眞の不正義」の標本であらうか。先づ「殺人」の問題をとりあげよう。曾て復仇や私刑の公許され推獎された歴史的習俗の過去に溯ることは暫く措くとしても、私人による正當防衛、緊急避難等に於ける「殺人」、國家の名による刑罰に於ける「殺人」は之を如何に考ふべきであらうか。それは特殊條件を伴ふが故に殺人でないといひ切り得るであらうか。特に又、戰爭の場合に於ける大量殺人は殺人でないといふ理由付け得るであらうか。或は、假令法律上合法的と云はれる場合でも殺人は殺人であり、「不正義」たるに相違はないと辯解し得るかも知れない。併し問題は法律上の正義についてであつて、道徳上の正義についてはではない。従つて絶對的正義は殺人を不正義と斷定する形式からは證明され得ない。次に盜奪について同様のことが云はれ得る。即ちスパルタの昔、財物の窃取が青年鍛錬の一方法であつたこと、原始的習俗の或ものに於て窃盜が——それが所持者に氣付かれない限り——不問に附されて居ること等を除外するも、平時に於ける收用沒收、罰金等の諸形式、戰時に於ける捕獲、拿捕、敵産接收等はたとへそれが合法的と云はれるにせよ所有者の側から見れば明かに一種の盜奪である。更に支配階級の搾取の形を装ふ經濟的盜奪は之を如何に考ふべきであらうか。これらはすべて、少くとも法律事象としては「不正義」の烙印を押し得ないものである。更に、他の典型的な不正義として重婚特に男子側の重婚（一夫多妻）及び奴隸制度を挙げ得る。これらの制度はいづれも餘り遠くない過去に於て而かも『文明國』に於て合法的であつた確證を存する。實態的にも現今尙蓄妾又は三角關係等の問題についてはやゝ

もすれば社會的に寛大であり、又、或場合の勞働者は時間制的奴隸だとも云ひ得るであらう。それにも拘らず、これらの事項も亦少くとも法律事象としては一概に「不正義」と断定し得ない。斯様にいづれの代表的な事項をとりあげて見ても、それ自体に正義不正義の問題の原則的基準となるには餘りに例外的場合が多過ぎることを發見するに終らざるを得ない。結局、法律事象としての正義は「時」と「所」とに關連する相對的な存在であることが知られる。

又、法秩序的正義が究極的に「正義」についての主觀的な價值判斷の積分的累積から成つて居ることは、この様な「價值判斷の價值」そのものが斯かる判斷の基盤の大小に比例しても亦相對的であることを意味する。即ち個人的意識に於ける正義は小集團のそれよりも、小集團のそれは、より大なる社會集團のそれよりも、逐次的により、不明確且、より不安定であり、終局的に全人類の正義を理想とするものであること、暗夜を照らす燐寸の光りから出發して、燭光、炬火等を経て月光に至る一連の照明の序列にもなぞらへ得るであらう。而して我々は斯様に個人的意識の正義から全人類の正義に互つて一筋に貫いて「人間愛」が強く温く躍動して居ることを忘れてはならない。法秩序の本體としての法社會意識に於ては人間愛は不可分の状態に融合して居るが、斯かる法秩序の相對的表現たる法規の内容には必ずしも常にそれが見出されるとは限らない。そこに法規に對して時に法社會意識の監査的機能が發動される所以が存する。而して人間愛が法社會意識を通じて、國境、種族、信教等の一切の人為的障壁を越えて博大な精神として全人類の正義のために闘ふとき、それは「人類愛」と呼ばれる。

## 四

國家及び之に従屬する各種の秩序集團は、法規なる形式を以てその集團的法秩序を表現し、且之を強力に執行する。勿論、秩序集團の如き權力機構のみが人間の社會集團でもなく、又法規の強制力のみが秩序意思又は法社會意識

の發動でもない。併しながら、集團的法秩序は國家に於て最も明確且具體的であり、秩序意思は法規に於て最も強力に自己内容を實現し得るが故に、一般に國家の法規が法秩序表現の代表的なものとされる。而して法規が強制力を以てその主要な特徴とすることも疑ひを容れない。唯、法規を法社會意識との關連に於て考察するとき強制力が果してその本質的要素であるか否かに問題の餘地を生じて來る。法規は普通に或事項を爲すこと又は爲さざることを命ずるところの所謂「規範命題」と、斯様な規範的要請の拒否の場合に對する強制又は制裁の可能性——多くの場合潜在的ではあるが——を含むところの所謂「制裁命題」との二つの性格を兼ね備へて居るものとされ、制裁命題は規範命題に優越する主要的要素であるか、少くともそれと並立する要素であると考へられるのが常である。制裁命題は當然に受法者の意思の如何に拘らず課せられるものであり、それが規範命題の實現を確保するに在ることは云ふまでもない。仔細に検討すると制裁命題は實際的には威嚇的效果が主であつて、受法者の意思の協力なくしてはその目的を達すること不可能であるのを發見する。禁令の違反に對する刑罰、債務の不履行に對する強制執行、そのいづれの場合にも一旦發生した受法者側の法規無視を完全に矯正することは多くは不可能であり、頗る不十分な善後策でしかあり得ない。結局、法規に於てもやはり他の諸規範に於けると同様に、規範命題の部分が基本的内容であり、制裁命題の部分は附隨的な屬性に過ぎないことが見出される。同時にこのことは一切の法規が受法者の意識的な協力なくしては存立を持續し得ないものだと注目すべき結論を伴ふこととなる。或法規が空文に歸し又は休眠状態に陥るのは殆ど専ら受法者側に於ける受法態度にもとづくものである。もとより法規は或違反の事例により直ちにその存立を脅かされるものではない。否、法規は時として餘りに長年月に亙り適用事例（多くは違反又は違反の有無の争ひ即ち訴訟）の生じない爲めに死法となることすらあり得るが故に、違反に對する制裁命題の發動により一應は却てその存立が強化されるとも云ひ得る。併しながら違反に對する制裁又は強制手段による實施力の増進は違反が或程度に達すると俄然

停止し、それ以後は違反により急激に實施力の減退を見るのが常である。それは制裁及び強制の回数が法規の實施力の強さに單純に正比例するに對し、違反の回数は累乘的又は加速的に法規の實施力の強さに逆比例するからである。

(即ちそれ／＼實施力の強度をE、制裁又は強制回数をP、違反回数をCとせば、 $E \parallel P \cdot C^2$ 又はそれに類する函數關係を推測し得る。) 實際、法規と違反との關係は微妙であり、これを合意尊重の原理 (Pacta servanda sunt) と事情變更の原理 (Clausula rebus sic stantibus) との對立關係に置き換へて考察することも可能である。即ち合意尊重の原理が原則的である間はその法規は安泰であるが、違反が單なる違反から事情變更の原理にまで脱皮成長して本格的な例外の地歩を占め、次いで却て原則的なものと發達するに伴つて法規の基礎は大きく動搖せざるを得ない。而してこの事は法規よりも一層根本的な法秩序そのものの基盤に於て法社會意識が法規の合理性正義性を間斷なく監視して居ることを意味する。法規が違反によつてその實在を示し又違反によつて改廢せられると云ふ逆説的な存立態様は此の意味に於て眞實である。若し法規の規定對象たる社會生活の成長が、法規に備はる乏しい伸縮力の範圍を越えた場合には、造り直さるべきものは法規であつて、社會生活そのものであつてはならない。靴が小さくなつたからとて足を割き、帽子が合はなくなつたからとて頭を削るとの淮南子の寓喩は、動々もすれば法規と法社會意識との本末を顛倒しようとする支配階級への辛辣な警告である。又、トルストイが國家の法規に於ける強制及び制裁を背徳的と斷定し人が人を裁くことに深刻な嫌厭を感じたのも、法規の規範的方面の改新をおろそかにしながら不自然な制裁的方面の遂行のみに餘りに急であつたツァール政府に對する烈しい社會的批判を代表したものと云ひ得る。人間はもとより進化の過程にある不完全な存在であり、従つて如何なる場所と時代にも犯罪は避け難いであらうけれども、犯罪の大部分が犯罪者の内在的欠陥よりはむしろ社會制度そのもの、特にその政治機構經濟機構の欠陥にあるとするならば、制裁力(刑罰權)濫用の危険は特に大きいと云はねばならない。犯罪の根本原因に徹底的な手段を執り得ずして徒ら

に刑罰犠牲者を續出せしめることは支配者の無責任以外の何ものでもなく、その様な臆面もない無責任が永く繼續され得ないのは明かである。

## 五

「社會ある所法あり」(ubi societas ibi jus)と云はれ、又、「法ある所社會あり」(ubi jus ibi societas)と云はれる、この二つのことは互に關連して眞實である。従つてより、正しくは端的に「社會即ち法なり」(societas ipse jus est)と云ふべきである。此の事は人間生活に於ては社會集團もその秩序も共に自然發生的傾向を有することを示す。生物としての「人」が進化發展の對象たると全く同様に、精神的存在としての「人間」も、その社會的集團生活も亦進化發展の對象である。人類社會生活の起源及動因が生物としての「人」の集團本能に發することは之を否定し得ないが、人は集團生活によつて精神の昂揚と文化の啓明を推進せしめられ、遂に今日の如き極めて意識的、社會生活活動の主體たるに至つたことも亦疑ひを容れない。而して、それは同時に秩序意識の無意識的、半無意識的、半意識的、準意識的の諸段階を経て高度の法社會意識への推移の過程である。秩序の實體を要素的なものに還元するとき、抽象的にはそれは意思の意思に對する規制であり、具體的にはそれは優劣強弱の順序的排列である。人の集團生活に關する前史的及び歴史的考證によつて得られた所に從へば、秩序の萌芽は男女の共同生活に始まり、次いで家族的集團が結成された。一個人が孤立して生活し得ない如く一家族も孤立し得ないことから、數家族間の平和的又は鬭争的交通により之を一團とした超家族的又は部落的秩序集團が生まれ、更に同様の経過を通して數部落を包含する地方的秩序集團に發展し、斯様な過程が繰返された後、集團の規模とその秩序の整備とが或程度以上に達したとき、それが國家及び法秩序と呼ばれるものとなつたことを知る。此の様な集團とその秩序との存在様式の變遷は、時として解裂



又は分散等の逆轉現象を示すことがあるにせよ、綜合的には常に、小規模又は低位のものから、大規模又は高位のものへの一貫した上昇的指向性を呈することが認められるのである。これを現代まで傳承された各種の様式の社會集團及びその秩序について系譜的に且定型的に排列を試みるときは、先づ家族的集團とその法規（又は準法規）その上に市町村的社會集團とその法規、その上に郡縣的社會集團とその法規、その上に國家とその法規が一つのピラミッド的構造體を形成する。この様な段階的排列が可能であることは社會集團及びその秩序の進化が平面的に展開されるよりもむしろ立體的上昇性を有つことを示すものである。

以上の歴史的考察から二つの重要な事實が歸納される。その一は少くとも沿革的には國家及び法社會意識先づ在つて然る後にその從屬的秩序團體としての府縣市町村等の實質が構成されたものではないと云ふことである。即ち特別の事情の下に人為的創設の行はれた場合を除き、より、低位の集團が秩序的に統合されて漸次より、高位の集團の下部構造を形成して國家に至つたと云ふことである。それは法社會意識が最低位の秩序意識からの上昇的進化の結果であり、個人的意識をその組成分子として居ることを意味する。

その二は人類社會集團及びその秩序の斯様な上昇的進化が國家の段階に至つて突然停止し國家を以て最終段階とするのでない限り、諸國家は必然的に統合せられて——諸國家各自が之を欲すると否とを問はず——更に高位の社會集團及びその秩序を構成すべき過程に置かれて居ると云ふことである。それは明かに國家がそれ自體に終局目的々存在でなくして全人類を背景としてのみ存在の意義を有すること、而してそれは一つの豫備的、手段的、過渡的存在に過ぎないことを意味する。斯様にして社會集團及びその秩序の最終目的としての理想は、又現實の集團進化の指向性の終局的目標は、全人類の集團及びその秩序に歸着する。國家とその法規とはそれ自身に人類社會集團生活の未完成、不完全を論證するものであり、それが手段的存在たることから犯される害毒の故に斯の様な制度が或時期に至り地球

上から一掃されることすら考へられ得る。古語に所謂『法なきに始まり法なきに終る』である。斯くて法社會意識は本來的には或特定の國家及びその法秩序の專屬物でなく、あらゆる社會集團の秩序に普遍的であり、延いてあらゆる集團秩序及びその表現が同質的であることが知られる。此の見地では相異る法規又は準法規が同一事項について互に衝突し、競合し又は矛盾することは許されない、法秩序の本質は全人類を基盤とする統一的存在だからである。法社會意識が國家的色彩を帯びたのはその本來の性格から來るものではない。極めて人間的なものから出發した法社會意識はまた極めて人間的なものに還元するの目を迎へてであらう。

併しながら既に述べた如く全人類的な又は更に一層還元した形態の秩序組織が先天的に存在し、諸國家を含む一切の社會集團が既定計畫の如くそれに歸向しつゝあるのではないから、すべては單に「自然」に委ねらるべきではなく、個人的意識のより、高い啓明とより、大きい努力に俟たねばならないことを指摘したい。従つて國際法から人類法に一貫する根幹から國家法の大枝へ、更に地方的小枝、部落法的末梢を経て家族秩序的葉片に分岐した状態に於て引例説明しようとすることは本末の倒錯である。現在の國家的段階に於ける法秩序の表現が餘りに強大であり、一切のより、低位の集團秩序を吸収併して居るかに見えるが故に斯様な錯覺に陥り易いのである。併しながら社會集團の發達段階の高さとその集團に固有な秩序力の強さとは必ずしも一致しない。現在の所、國家法が國際法よりも強力なのは餘りに顯著な事實であり、又沿革的にも例へば封建時代に於ける諸侯の各自領地に對する支配力は殆ど常に中央權力よりも強固且具體的であつたし、更に或時期の羅馬法に於ては家父の權利 (*ius patrum*) は家族に對する生殺與奪の權利であり公共權力の介入を許さなかつた。唯、云ひ得ることは斯様に段階の高さに比して不均衡に停頓する法規力も次第により、高位のものに吸収されて行く傾向が顯著であつて、歴史が之を證明して居る。即ち法規力も亦上昇的指向性を示して居るのである。この事は又、國際法の今日の不充分的な實施力についても意義深い示唆を與へるもの

である。

社會集團秩序の進化を樹木の幹枝の分岐に例へることを非難した私は、それを「水の旅路」になぞらへることは不適當でないかと考へて居る。即ち個人的意識の水滴は相集つて「家族的集團」の細流となり、それは他の細流を運んで「部落的集團」の小流に進展し、それは更に合流して「地方的集團」の支川に、やがて多くの支川は集流して漫々たる「國家」の長江となつて悠久の流れを載せるに至る。而して全世界のこの様な長江は「國際法」の沿岸海を經由して終に「人類法」の博く遠い懐の裡に歸一する。人類法はまだ深い將來の霧の奥にあると云ふべきであらう。併しなからそれは空虚な夢ではなくして、社會秩序進化の指向性とその實現を保證するところの一つの歴史的必然としての理想郷である。

## 六

法秩序は法社會意識をその實體とするものであるが故に、法社會意識の變動は鋭敏に法秩序そのものゝ變動を來すけれども、その様な變動は法秩序の表現たる法規には多くの場合頗る間接にしか影響を及ぼさない。特に制定法の如き高度に形式的な法規に於ては、規定内容の明確と安定とのために伸縮力が犠牲とされて居るがため、基盤たる法社會意識の變動は殆ど常にその法規との間にずれを來さざるを得ない。慣習法に於ては制定法程にその固定化は甚しくないけれども、なほ、法秩序の法社會意識的變動に相伴ひ得ない場合が屢々である。唯、條理（又は條理法、之を自然法と呼ぶことも内容の可變性を認める限りニュアンスは存するが誤りではない）の様に、單に他の本格的形式の諸法規の欠缺を補填することを主目的とする法規（又は少くとも法規的存在）に於ては、その様な變動に著しく敏感であるとは一應云ひ得る。併しながら、條理が實際に法規的存在となり得るのは裁判の形式を通してのみであるから、

事に當る一人又は數人の裁判官にとつて時の法社會意識を正確且敏速に把握すること必ずしも容易でないのに徴し、此の形式の法規に於てすら法秩序の變動の影響は實は見かけ程に直接的ではない。

一般的に云つて、法規の實在は各個の法律事象に對する具體的な解釋適用によつて主張されるものと見ることが出来るから、その解釋（茲では裁判、行政處分等公權力によるものゝみを視野に置くが故に實際上は適用と同意義に歸する）は、その規定内容に劣らぬ本質的重要性を有つ。私人的解釋もそれが専門家による場合は勿論公權的解釋に強く影響するが故に、沿革的には、その様な解釋が異なるために起るところの法規そのものゝ權威に對する動搖を考慮して、私人的解釋を立法的に豫め禁遏した事例も少くない。例へば、羅馬のユスチニアヌス帝の頃一定範圍の法學者のみに答申權（*ius respondendi*）を認め他の一切の私人的解釋を禁止し偽造罪を以て之に臨んだことを擧げ得る。プロシアのフリードリヒ二世時代は更に一步を進め裁判官に對しても法條辭句から當然演繹されるもの以外自由解釋を禁じた例すら存する。此の様な法規解釋の不自然な禁止及び抑壓は當該法典の自繩自縛であり、法規の「活用」に致命的な障礙を與へるものであること論をまたない。又、この様な禁止には支配階級の自信なき主觀的な「正義」を、法秩序に於ける法社會意識のより、客觀的な正義から陰蔽しようとする意圖の秘められて居ることすら珍しくない。各法規の形式的な効果は一應當該法規のみの解釋からでも結論し得られるけれども、斯かる法規の社會的意義は當該法規のみならず、その法秩序に屬する他の一切の法規との間に統一ある一体を成すものとしてのみ之を價値付け得べきであり、從つて個々の法規の立法目的が一見それらに立派であるに拘らず、それらの諸法規を綜合的に觀察した場合の狀貌が意外に醜い輪廓を示すに至る場合が決して稀有でない。問題は個々の法規の個別的な立法目的に存せずして、却てその集積して作用する綜合的効果の如何に存する。現代國家の法規的「網の目」が資本制的支配階級防衛の手段と目されるのは斯様な觀點に於てである。法規はその性格上、正義性（*Gerechtigkeit*）と目的性（*Zweckmässigkeit*）

階級(Klasse)とを具へているものとされるが、此の觀點に於ては、その正義性は支配階級のそれであり、その目的性も支配階級のそれである。個々の法規の形式的な理論構成に眩惑されてそれらを綜合する實質的な實相を盲點に残してはならない。私は「國家」がその法秩序の表現たる法規を通じて階級擁護の手段に供せられつゝある事實を認める。殊にその様な手段が全体主義的政治の形態を執るとき、非人道性は極致に達し得る。斯かる政治形態の下では、個人は自己自身の良識的責任から引放されて、「全体」の名によつて殆ど如何なる殘忍性をも發揮し得るからである。併しながら同時に私は、それが國家の存立目的の本來ではないと云ふこと、而して、國家は平和と人間愛とを完成すべき有力な手段及び機會であると云ふことを依然信ずるものである。それがためには國家は止揚を要する多くのものを有つて居る。我々は一つのものゝために手段となり得る存在は、同時にそれが他のものゝためにも手段となり得ることを忘れてはならない。實權者の罪惡的支配の故に「國家」そのものまでをも簡單に見限るべきではない。

法規の進化發展に關する最も自然的な過程は、條理が裁判を通して法規化される契機に於て之を捕捉し得る。即ち既存の形式的諸法規の中に規定されてゐない法律事象を裁かうとする裁判官は、恰も前人未踏の一原野を横切らうとする旅人の如きものである。彼はその場合、「立法者の立場を立場として」、そこに最初の足跡(裁判として)を宣示される條理(を)を印するであらう。それが最良と信ぜられたときは、同様の事例に接した場合に、彼はもとより他の裁判官も最初と同じ方向に足跡を重ねるであらう。斯くて次第に足跡が繰返されて或程度に達すれば、そこに踏み固められた一つのまぎれもない道路が出來上る。これが判例法である。私人の社會生活的實行についても略々同様であつて、その場合は慣習と呼ばれる。斯の様な道路は多くは一層の安定性を確保せんがため舗装される。これは明かに制定法を示す。併し問題はその以後に於てである。即ち環境の變化が舗装道路による通過を著しく不利ならしめたとき、別の通路を求めざる者を生ずるに至る。最初はその様な通過は不正とされ無効とされるが、それが或程度以上に達

するとき、そこに新たな道路が踏み固められ、舊い舗装道路は廢道に歸し雜草の蔭に没入する。即ち制定法の安定した形式を以てしても、時として條理的な適用排除に遇つて廢止を免れない場合があり得る。これは法規の解釋が如何に當該法規死活の鍵を成すものであるかを示さうとしたのである。而してその様な鍵が數人程度の——審級制度の最高の上訴を経た場合でも通算して高々數十人程度の——裁判官の手に握られていることを考へるとき、特にそれらの人々が支配階級にとつて最も都合の良い様に造られた機構の中に位置を占めて居ることを考へ合せるとき、その示す解釋の結果が法社會意識の真正の指向性を忠實に反映し得ない危険性は、相當以上に濃厚ならざるを得ない。必然的に爆發的な反撥が誘發され、階級機構の危機は斯かる角度からも訪れるに至る。元來、法秩序は實體であり、社會集團生活そのものである。法規はその單なる投影に過ぎない。法秩序の「魂」たる社會意識の覺醒によつて法秩序そのものが大きく變形しつゝある際に、その投影以上のものでない法規のみをふる、姿に留らしめようとすれば、それは矛盾であり、不可能であり、明かな時代逆行である。應報の遠くないことを知らねばならぬ。

## 七

佛蘭西革命以後の近代國家の法學關係に於ける特色は、その公法と私法とが使命的に著しく分化傾向を示して來たことに在る。これはその大革命に指導精神となつたブルジョワジーの自由主義が諸國家の法社會意識に浸透した顯著な反應の一つであつた。即ち公法方面に於ては王權の廢棄、人權の保障、普通選舉、議會制度の確立等が政治運動の目標となり、私法方面に於ては自由契約の尊重、所有權神聖化、家長權の廢止、遺産の平等分割等が日常市民生活について實現せられた。斯くて人々は一方に於て公法により形式的に平等な參政權を與へられ、同時に他方に於て私法により形式的に平等な財産獲得の機會を認められた。それは何れも「革命」の洗練を経た自由主義的思想に、在來の

封建制下の半奴隸的忠誠主義的思想が置換へられた現れだと云ひ得る。此の全面的な革新に對する恐らく唯一の重要な例外乃至置忘れは「國籍」の性格についてであらう。自由主義的法秩序の下では人は原則として自己の自由な一少くとも自由と稱せられるところの——發意たる行爲を通してのみ權利義務關係に立たしめられるが、「國籍」の場合人は人或血統を引いて生れたとき（血統主義 *jus sanguinis*）又は或領域内に生れたとき（生地主義 *jus soli*）、そのいづれにせよただそれだけの「非意思的」事實から、その人をその國家に對するきびしい特殊從屬關係につなぎとめることは、封建時代に於けると全く同様であり、後日の國際戰爭に極めて悲むべき意義と効果とを有つことゝなつた。

併しながら、前述の自由主義的な諸法規も實際の効果は理想からは甚だ遠いものとならざるを得なかつた。公法關係に於ては兎も角、特に私法關係に於ては、久しからずしてそれが市民生活にとつて怖るべき惡魔的效果を齎すものであることが判明した。即ち私法の基本原則たる「契約自由の尊重」は、それと殆ど同時に始まつた生産諸手段の機械工業化と相呼應して富の不均衡を加速的に促進し、所謂資本主義機構を際限なく膨脹せしめるに至つた。大衆に約束された自由平等は單なる法律上の形式に止まり、經濟上の實生活に於ては、そのわずかに持てるあらゆる物をすら刻々に失はしめられるに至つたのである。資本制の恩恵に浴する人々がないわけではない。併しながらそれは數へるに足りない一部少數の支配階級者又はその寄生的存在に過ぎない。經濟的地位を通して政治上の實權を握る此等の人々が國家とその法秩序とを自己等の斯様な特惠的地位の防護手段として徹底的に利用しようとするに至るのは餘りに當然である。必然的に法治國主義は強調され、警察網は周到に配置される。斯くて法規は、少くとも表面的には、未曾有に尊重され、空前の正確さを以て執行される。そこに少數の者の安樂を支持するための無數の者の苦難の記録が始まらざるを得ない。而してこの様な殆ど信じ難い様な不合理な結果した素因の大半は、佛蘭西革命の所産たる契約自由の尊重と所有權の神聖視とに存する。契約自由の尊重は自由競争の名の下に、曾てホッブスが法秩序以前の人間界について假想した『各人の各人に對する争闘』（*Bellum omnium contra omnes*）を再現するものであり、又、所有權の神聖視は財物特に「黄金」を神体とする新たな偶像崇拜の狂信的布教に他ならない。これら二つの事のすべて

は平和と人間愛とに根ざす福音ではなくして、不和と反感とを激成する呪はれた經典である。資本主義機構が冷酷無慈悲な巨像に膨脹して、人類社會生活の正常な發展途上に深い暗影を投じたのは、實に斯の様な經緯によるものである。斯くて今や地球上に生を享けた無数の人々は、自らの好むと好まざるとを問はず、資本の生産及び再生産の回轉運動に捲込まれることなしには、その露命をつなぎ得ない境遇に迫込まれて居る。それは、實質的に時間をかざられた一種の勞働奴隸制であり、團結——それが許されるところでは——の力によつてのみ、わずかに「自由」主義的法規の許す限度の「自由」を、一時的條件的に恢復し得て居るに過ぎない。勞働力が賣買の對象たる間は、眞の人間的な溫い世界の到來は之を期待し難い。人間勞働力の賣買そのことの善惡ではなく、それが眞に自由且平等に行はれることは此の機構に於ては本來的に不可能だからである。歴史の實物教訓に照せば、自由主義經濟とその所産たる資本主義機構とは、幾多の擁護論者の學說に拘らず、それは竟に人間間の協調及び平等の原理ではなくして、究極的には争闘と不平等との原理たることを如何ともし難い。資本制に於ける支配階級は國內支配のみに満足せずして、國際市場の争奪から「戦争の投機」にまで乗出し、大衆を「祖國愛」の美名の下に苛烈限り無い相互殺戮の對象たらしめた。祖國愛がこれ程罪惡的に悪用されたことは曾てない。祖國愛は人間愛の發露であり、その眞の意義に於ては人類愛に歸すべきものであつて、互に相戦ふべきではないからである。資本制の裏に展開される怖るべき地獄繪卷、重い生活苦の鐵鎖を引摺らねばならぬ生涯に運命付けられて、資本主義機構の假借なきわだちの下に消えて行く者の如何に多いことであらうか。「働けど働けどなほわが暮し樂にならざりぢつと手を見る」。この場合凝視すべきは己が手ではなくして、欺瞞と假裝とにみたされた全機構の龐大なからくりと「打開」の途とである。事態の眞相は次第に啓明せられつゝある、極めて冷靜に、科學的に、數理的に、法律事象、經濟事象を網羅するあらゆる社會事象の示す推計學的な方向率の綜合によつて。私は自然科學關係に於ける物理的反應が大局的に觀察して非可逆的な方向を進んで居ること、略々同様の意味で、社會科學關係に於ける諸事象の變遷も大局的に非可逆的な方向を持つものと思惟する。資本主義機構も一旦その歴史的發展の端緒が開かれるや、無限の上昇線を畫くものではなく、爛熟期と共に下降曲線を辿り漸衰、老廢、衰滅の方向を進るものと云はねばならぬ。それは結局恢復の方向には轉回し得ない。すべての事象



は自由主義經濟が遂にその限界に到達し、それに代つて一種の新たな科學的計劃經濟が始まりつゝあることを暗示して居る。この事は殆ど自然法則的であり、支配階級的全智能を傾けての諸種の挽回策に拘らず、非可逆的なものを可逆的たらしめることは不可能であらう。その様な終末的轉歸に際しては、機構の強力手段たる國家及びその法秩序も一大轉回の契機を有つであらう。而かも、機構防衛の爲め執拗に講ぜられる彈壓の底にくすぶりながら、事態の實相を見透す「眞理」の火の手は、やがて抑へ得べからぬ焦天の焰となり、不合理の一切を焼き淨めて新秩序を準備するに至るであらう。而して、それが望ましいか否かを問はず、それは既に世界の各地に起り又は起らうとしつゝある。それが理想的なものであるか否かはまだわからない。それは恐らく理想とは程遠いものであらう、人間性の不完全さは制度だけでは救はれないのだから。いづれにせよ、それがより、良いものへの一つの「試み」であることだけは確かである。斯くして國家と法秩序とはその在り方について、今や方に空前の大動搖期に直面しつゝある。原子爆彈、水素爆彈の非人道的な製造續行と相並んで、人類思想活動の破局的變異が最大の規模で迫りつゝあるかにすら考へられる、それは現代國家及び之と表裏の關係に在る市民社會を足場として大衆の上に高く遙かに聳え立つ資本制の大樓閣が法社會意識の根強い底流によつて斷崖と奈落との分界線にまで押流され、震動し傾斜し始めたからである。此の時期に於て法社會意識はその久しい潜在状態から躍動し、その示す指向性によつて新秩序の有つべき正しい姿を自己決定するであらう。眼を周邊に放てば凡ては混迷であり、前途を觀ずれば凡ては疑懼である。唯一つ確かなことは、我々人間の法秩序と法社會意識とは畢竟「神の國」のものでもなければ「惡魔の國」のものでもなく、正に「人間の國」のものでしかあり得ないと云ふこと、従つてすべての展開を神又は惡魔の手に委ねて放置すべきではなく、人間自らの力により正しい「人間の國」を打建てねばならぬと云ふことである。我々は「人間性の不完全」の中にこそ「愛」と「希望」とが存し得ることを忘れてはならない。法社會意識の進展はそのまゝ社會生活に於ける人間愛の自己記録であり、人間愛を離れて眞の法社會意識はあるべきではない。何時の日にか克ち得られるであらうところの、誰でもが眞の「人間らしい生活」を營むことが許される様な眞の「人間の國」、そこに人間愛の「融合と平和」を心にながくことは、遠く遙かなユートピアへの空しい夢であらうか。(終)